

第381号

令和4年

7月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
 横浜市戸塚区上倉田町449-2
 戸塚法人会館106号室
 TEL 045(881)8558
 FAX 045(861)3505
 発行責任者 小又貞子
 印刷所: タクノ印刷

第31回 定時社員総会を開催

第31回定時社員総会は、新型コロナウイルス感染症による社会情勢により書面決議とし、総会、第2部懇親会の開催を中止しました。

議事は第1号議案、第2号議案、第3号議案がありましたが、ともに全社員から書面議決書により承認をいただき、令和4年5月27日(金)に滞りなく全議案が可決承認されたことをここにご報告いたします。

議案の一部を1面と2面に掲載いたしましたのでご覧ください。また、事業報告書、計算書類等は当会ホームページの「情報公開」よりご覧いただくことができます。

第31回 定時社員総会 審議事項

審議事項

第1号議案 令和3年度 計算書類の承認に関する件

◆令和3年度 正味財産増減計算書(抜粋)

【第26期】自: 令和3年4月1日 至: 令和4年3月31日

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益	67,709,247	70,944,251	▲3,235,004
①基本財産運用益	190	761	▲571
②受取入会金	34,000	38,000	▲4,000
③受取会費	52,267,000	53,021,500	▲754,500
④事業収益	11,853,279	11,683,448	169,831
⑤雑収益	3,554,778	6,200,542	▲2,645,764
(2) 経常費用	75,264,355	73,472,635	1,791,720
①事業費	59,121,052	57,927,424	1,193,628
②管理費	14,858,018	15,061,434	▲203,416
当期経常増減額	▲7,555,108	▲2,528,384	▲5,026,724
当期経常外増減額	0	0	
法人税等	82,600	142,900	
当期一般正味財産増減額	▲7,637,708	▲2,671,284	▲4,966,424
正味財産期末残高	55,879,417	63,517,125	▲7,637,708

◆財産目録(抜粋)

令和4年3月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 資産の部		II 負債の部	
現金	279,670	未払金	21,780
支部現金	631,091	前受金	1,275,000
普通預金	41,380,779	預り金	5,113,790
郵便振替	4,730,933	III 正味財産の部	
貯蔵品	141,372	一般正味財産	55,879,417
前払費用	375,550	指定正味財産	0
保証金	10,000	負債及び	
定期預金	5,000,000	正味財産合計	62,289,987
記念事業積立金	8,500,000		
その他固定資産	1,236,392		
出資金	4,200		
資産合計	62,289,987		

令和3年度 事業の報告（抜粋）

令和3年度は、公益法人設立第26期目、そして一般社団法人としては9年目にあたり、健全な納税者の団体として会員及び税務当局から信頼され、かつ、評価される公益活動を積極的に展開し、申告納税制度の発展と納税道義の高揚に努め、地域社会に貢献する事業活動を展開してまいりました。

特に、所得税の青色申告特別控除55万円（又は65万円）制度適用者増加のために、複式簿記の記帳指導や会計ソフトブルーリターンAの普及に努め、各種研修会及び指導を行い、決算申告を通して適正申告の推進に努めてまいりました。

令和4年度 事業計画（抜粋）

I. 基本活動（抜粋）

一般社団法人として、第27期目の会活動基本方針は、これまでの活動を踏まえ、公益事業を積極的に展開して、申告納税制度の健全な発展と納税道義の高揚に努め、事業経営の更なる発展を通じて地域社会に寄与するとともに、組織の基盤を確立する。

II. 事業計画（抜粋）

地域に密着した活発な活動を通じて、一人でも多くの方々に青色申告会を知っていただき、利用していただくことにより、税に対する知識の高揚に努め、楽しい活動を通じて会員相互の親睦を図り、会員・役員の連携により会員増強を行い、部会からの要請により指導・研修等を行い、部会の活性化、組織の充実を図っていく。

令和4年度収支予算書（抜粋）

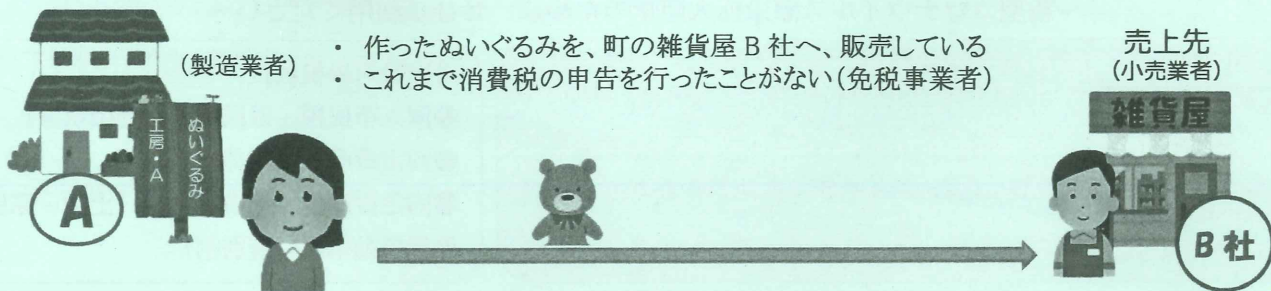
【第27期】 自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日

科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	科 目	令和4年度予算額	令和3年度予算額
I 一般正味財産増減の部			当期経常増減額	▲7,270,080	142,900
1. 経常増減の部			2. 経常外増減の部		
(1) 経常収益	69,496,320	69,782,550	(1) 経常外収益	0	0
①基本財産運用益	1,000	1,000	(2) 経常外費用	0	0
②受取入会金	40,000	48,000	当期経常外増減額	0	0
③受取会費	52,450,000	52,598,000	法人税等	100,000	142,900
④事業収益	11,955,000	12,420,000	当期一般正味財産増減額	▲7,370,080	0
⑤雑収益	5,050,320	4,715,550	II 指定正味財産増減の部		
(2) 経常費用	76,766,400	69,639,650	指定正味財産期首残高		
①事業費	60,414,000	54,527,000	指定正味財産期末残高		
②管理費	14,852,400	13,771,300	III 正味財産期末残高	48,509,337	63,517,125
③共通費	1,500,000	1,341,350			



インボイス制度って、私に関係があるの…

～Aさんのケース～



インボイス制度とは…

売手
(インボイス発行事業者)

買手
(課税事業者)



▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります

▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

疑問1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない※**

※一定期間、経過措置が設けられています

～ぬいぐるみ取引の流れ(イメージ)～



疑問2 私が登録しないとどうなるの？

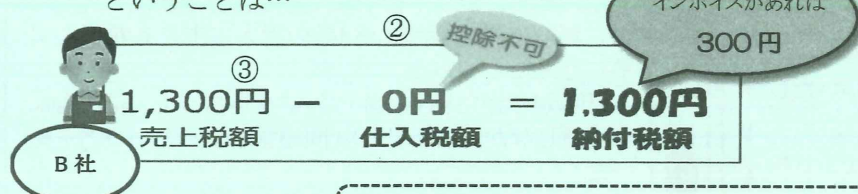
登録をしないと、売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…



私 (売手) がインボイスを交付した場合
と比べ、売上先 (買手) の納付税額
が大きく計算されます※
※一定期間、経過措置が設けられています

ポイント

**仕入税額控除に関する経過措置 (インボイス
発行事業者以外の者からの仕入れについて)**
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を
控除できます (請求書の保存など、要件があります)
【令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月】 80%
【令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月】 50%



令和 5 年 10 月 1 日から、インボイス制度が始まります！

事務所等で市税の納付が可能です！

～新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ぜひご利用ください～

◎スマホ決済

【対応アプリ】PayPay、LINE Pay、PayB、FamiPay、au PAY

◎ペイジー納付

◎クレジット納付（※税額に応じて、システム利用料がかかります。）

【対応ブランド】

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

【取扱対象税目】

- 個人市民税・県民税（普通徴収分）
- 固定資産税（償却資産）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税（種別割）

【ご注意】

- 上記方法で納付した場合は、領収証書が発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンス・ストアで納付してください。）。
- 金融機関等の窓口で、クレジットカードやアプリを提示して納付することはできません。
- 口座振替からクレジット納付等へ変更される場合は、口座振替を解約していただく必要があります。



詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜市 納付方法

検索

生活習慣病（成人病）健診予定のお知らせ

今年も皆様の健康のため、病院等で行う1日健診及び、1泊人間ドックと同等の検査項目での、生活習慣病（成人病）健診を実施いたします。

他にも各種「癌」の早期発見に有用な腫瘍マーカー検査（総合コース）など、他の健診施設では未実施の検査項目も採用していますので、ぜひご利用ください。

皆様の健康を、さらには従業員・パート及び家族の健康を、僅かな費用（一般料金の3割安）と短い時間（平均2時間位）で効率的に診断できます。

※実施日 令和4年8月26日（金）・27日（土）

※会場 戸塚法人会館

※申込締切日 令和4年7月26日（火）

お問い合わせは



（一財）全日本労働福祉協会
TEL (03)5767-1713（月～金）
<9:00～12:00、13:00～17:00>

源泉所得税の納付はお済みですか？

源泉税の「納期の特例」の届出をされている給与支払者（事業主）は、上半期分の源泉所得税の納期限が7月11日（月）までです。

納税額がない場合でも、納付書の提出は必要ですので、お忘れのないようお願いいたします。

ご不明な点は事務局（TEL 045-881-8558）までご相談ください。

会の動き

◆ 予 定

7月22日（金）事務所閉所（職員研修会のため）

7月28日（木）理事会（B会議室）

8月12日（金）～16日（火）夏季休暇

8月26日（金）・27日（土）

生活習慣病健診（事前申込者のみ）

事務所夏季休暇等のお知らせ

7月22日は職員研修会の為、事務所の営業をお休みします。また、8月12・15・16日は夏休みの為、事務所の営業をお休みします。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

● お 願 い ●

転居や廃業をされた場合、その他変更のある場合は、事務局（TEL 045-881-8558）までご連絡をお願いいたします。

税務署への届出が必要になることもありますので、ご相談ください。

編集後記

5月15日（日）、A新聞朝刊の「男のひといき」という欄に、千葉県の中山さんという83歳の方が、「朗希投手のおかげ」と題し、（いつこの世からおさらばしてもいいと思っていたが、ロッテの佐々木投手の完全試合を観て、あと10年は健康寿命を保ち彼の更なる活躍を見たいという気持ちになった。老いの身が夢をもらった。そしてもっと生きていたい）。と心境を綴っている。

中山さんは佐々木投手に生きる目標を新たに見つけた。弱冠20歳の若者が83歳の老人に生きる希望を見事に与えたのである。

75歳になった私も人生の先輩を見習って、健康寿命に注意しながら「あと10年間頑張ろう」という力を戴いた。

広報委員 鈴木 繁